

令和6年度 武蔵野市ようこそ美しいまち吉祥寺委員会 第1回 会議録

ただいまより、「令和6年度 武蔵野市ようこそ美しいまち吉祥寺委員会 第1回」を開催いたします。

本日は第1回目の委員会になりますので、委員会の正副委員長が選任されるまでの間、ごみ総合対策課長臼井で進行させていただきます。

本委員会で本日協議する内容は、吉祥寺イーストエリアにおける喫煙所の設置と、路上禁煙地区の拡張の検討を行うことでございます。

例年、吉祥寺委員会は吉祥寺活性化協議会に書面で報告するという形で実施しております。このたび、喫煙所を設置し、路上禁煙地区の追加指定を行うにあたり、商業者を中心とした吉祥寺活性化協議会にとどまらず、地元住民団体の方、事業者、警察、消防の関係機関の方にご意見をいただきたいと考え、委員を依頼し、会議を開催する次第です。

路上禁煙地区につきましては、武蔵野市ようこそ美しいまち推進事業実施要綱に基づき、市長が指定することになりますが、委員のみなさまにご意見をいただき、参考としたうえで、指定を行いたいと考えるものです。

【次第1 委員の紹介について】

(略)

【次第2 正副委員長の選任について】

委員長…吉祥寺活性化協議会会長 和久津 豊

副委員長…吉祥寺東部地区街づくり協議会会長 小松 由美

【次第3 吉祥寺イーストエリアにおける喫煙所設置の概要について】

事務局

資料1をご参照ください。9月議会前の市長の記者会見資料を一部編集したものです。

吉祥寺イーストエリアに喫煙所を新設します。9月の議会にて補正予算が可決されまして、これ以降、喫煙所の設置準備に着手しております。

場所は本町コミュニティセンターの移転予定地（吉祥寺本町1丁目23番街区）です。コミセン建設が始まるまでの間、喫煙所を設置します。

利用開始は令和7年4月を予定しております。喫煙所のタイプは既に3駅周辺に設置されている喫煙所と同じ喫煙トレーラーハウスを予定しています。

喫煙所設置に伴いイーストエリアにおける路上禁煙地区の拡張を予定しております。拡張範囲については、次第の4でご意見いただきたいと思います。

委員長

長年の課題でした北口エリアの喫煙所設置というところで、一歩前進をしたのかなと思

います。ここまでのご説明で事務局の方にご質問がある方は、挙手をお願いします。

A 委員

喫煙トレーラーの設置場所の 23 番街区が、本町コミセンの建設予定地ということですが、何年後かに建設が始まる時には、この喫煙トレーラーハウスはどうなる予定ですか。

事務局

本町コミセンの工事が始まるまでの間に設置します。所管で詳細スケジュールは精査中ですが、令和 8 年度の下半期から令和 9 年度上半期の早い時期でコミセン新築工事を開始することを想定していると聞いております。

つきましては、23 番街区には約 1 年半から 2 年間、トレーラーハウスを設置したいと考えております。その後も、同地域に置き続けたいための最善の場所を検討し、行き場がなくなるといことは避けたいと思っておりますので、計画を立てて動いていきたいと考えています。

B 委員

新規トレーラーハウスの規模は、吉祥寺駅南口の喫煙トレーラーと大体同じですか。

事務局

基本的に同等の仕様で契約手続き中です。20ft の同時利用人数 12 人の基本的に同じ規模のトレーラーを設置すると考えていただいて大丈夫です。

委員長

今ご説明いただいたように、新しい設置場所（吉祥寺本町 1 丁目 23 番街区）には 2 年間ぐらいの暫定的な処置で、その期間中に次の設置場所を同エリア内なるべく速やかに決めていくスキームのようです。

【次第 4 路上禁煙地区の概要、追加指定区域（案）について】

事務局

まず、吉祥寺駅周辺路上禁煙地区の概要について、説明いたします。（資料 2 参照）

現在の禁煙地区については、図面のとおり、吉祥寺大通りを東側とし、五日市街道手前を北側、吉祥寺公園通りを西側、井ノ頭通りを南側として、一部は丸井西側を南方向に伸びておりますが、大通りに囲まれた区域を指定しています。平成 16 年度に禁煙地区を指定し、現在に至っています。

禁煙地区内は、道路上に路上禁煙シートを貼っており、地区外にはポイ捨て禁止シートを張っております。地区内はマナー推進員が週 4 回、日中巡回して、路上の喫煙者に対し、喫煙所の案内や、吸いがらを拾い、ポイ捨て防止や路上禁煙の注意指導を行い、市民への啓発を行っています。

次に、このたび禁煙地区を拡張する範囲について、禁煙地区の追加指定区域の 2 案をお示ししております。（資料 3 参照）

1 区域の範囲の考え方について

- ・ 区域の指定は喫煙の権利を制限するものであり、必要最小限の範囲とする。

- ・路上喫煙、ポイ捨てが多く発生している区域（実情）、マナー推進員及びブルーキャップ等の活動状況（実効性）を踏まえて設定する。
- ・商業地区内で範囲を設定する。

2 区域案について（案１、案２）

案１ 「駅前等周辺清掃の範囲」に合わせる案

吉祥寺大通り、東通り、ヨドバシカメラ南側、クックロードに囲まれた区域となります。

- ・令和６年度よりイーストエリアに清掃範囲を拡張し、まちの美化を強化した。
- ・Ｌ字私道（喫煙、ポイ捨てが特に目立っていた場所 図中の太線部）、本町コミセン移転予定地、クックロード（ごみ散乱の苦情あり）が含まれる。

案２ 「勧誘行為等適正化特定地区」に合わせる案

吉祥寺大通り～東通り～ヨドバシカメラ南側～弁天通り手前（弁天通りは区域外）に囲まれた区域となります。

- ・イーストエリアにおける勧誘行為等適正化特定地区と一致し、ブルーキャップ等が重点的に巡回している。
- ・現時点において風俗営業店舗の客引き等が目立つ東端までが含まれる。

以上、２案の説明になります。

つきましては、区域の範囲の考え方、区域案について、ご質問、ご意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長

事務局の方から案が２つ提示されました。

今説明があったように、対外的に説明をするにあたり、地区範囲設定の合理的な理由が必要であることと、設定にあたってある程度実効性が担保される可能性が高いエリアということで、２つの案を提示いただいているようです。ご質問、ご意見を承ります。

A委員

案１と２の地区は、どちらも似たような街の印象があり、区別がつかないので、案１の駅前周辺清掃対応範囲という理由より、条例で制定されている案２の「勧誘行為等適正化特定地区」の説明がわかりやすく、第２案の範囲に広げても違和感なく感じます。

事務局

この動きになりましたことについて、追加説明をいたします。

夜の路上喫煙の状況、最近の街の開発、令和５年１２月から勧誘行為等適正化特定地区の拡張、本町コミセンの建設予定地が使用できることなどが相まって、路上禁煙地区の拡張や喫煙トレーラーの設置という動きになっております。

A委員

地区決定後の巡回などソフト面はどのようになりますか。これまでの地域と異なる、いわゆる近鉄裏の地域ですので、内容を変更や強化などはありますか。

事務局

喫煙所ができることにより、喫煙所の利用案内をしやすくなります。喫煙所を利用してい

ただくことで、この地域のポイ捨てが少しでも減り、美化が改善するのではないかと考えています。

ミッドナイトパトロールとブルーキャップについては、もともと活動地域でございますので、活動の範囲と状況は変わらないですが、声掛けの実効性が高まることがプラスの点と考えております。

ごみ総合対策課で実施している駅前周辺清掃を拡張・強化した部分（案１の部分）については、今のところは、令和７年度も案１の範囲で予算要求していきたいと思っています。

このマナー推進員の活動は、案１、案２それぞれ拡張に合わせて範囲の拡張を考えております。

このように区域を広げたところに対するソフト面を拡張し、美化の効果を上げていけるのではないかと考えております。

C委員

本日は吉祥寺東部地区街づくり協議会の意見と、分科会の意見を合わせて持って参りました。

分科会と申しますのが、ラブホテルのラ・フェスタ増築やキャバレービルと言われたビル建築の際に、市民から反対意見が出まして、陳情を提出し、4000 通ほどの署名を集めた青少協やPTA などの方々を含む 11 地域の団体の方々が、さらに今後も横のつながりの継続を図るために活動をしている団体でございます。

そちらの方たちとも話をしたうえで、市提示の路上禁煙地区の拡張エリアが不足していると考え、もう一つ、案３として提案をさせていただきたいです。

元々、東部街づくり協議会が発足した当初に近鉄裏の環境浄化ということで、武蔵野市環境浄化推進地区というものが制定されました。こちらをぜひカバーしていただきたいというのが、両会の皆さんのお気持ちです。

といいますのは、今回この喫煙所設置と路上禁煙地区拡張の話が進むきっかけとして、分科会が子供たちと一緒にやっている掃除イベントがあります。

その掃除イベントの中で、たくさんのタバコの吸いがらを子どもたちが拾うということを憂えています。子どもたちの活動の中で、大人の目線では見えない、ポールの反射板が割れたところにたばこの吸いがらやゴミがいっぱい詰め込まれており、ポールの反射板の修繕を市に提案し直していただくなどの活動成果にも結びついています。そういった子どもたちが、本宿小学校の授業の中で、街の問題について取り上げたときに、喫煙とポイ捨てをきれいにしたいという意見を「市長に対して言いたいこと」ということで挙げられました。それを市議会議員さんが、市議会の中でご発言いただきまして、それが今回の提案に結びついた要因の一つではないかなと考えております。

そういったことも考えますと、実際に子どもたちが拾った場所であり、本町コミセンの毎月の「街をきれいに」という活動の中で、たばこの吸いがらが多い場所を考えるべきだと思います。

何よりも地域に住んでいる者、地域でよく利用する者の目線で見ると、26 番街区の東側

道路に日常的に路上に集まって喫煙しています。集まってきている方は、近隣ビルの方、病院から抜け出てくる方、あとはライブハウスで活動している若い演者、飲食店の従業員、ビル内会社で喫煙所がない方、こういう方たちが、路上喫煙しているケースが非常に多いです。この通りは、27 街区図書館の斜め右上の駐輪場ができてから、特にこの道の喫煙が増えたと思っております。

こういったことから、環境浄化推進地区があるのに、案 1、案 2 ではなく、案 3 として環境浄化推進地区をカバーしていただくことを提案します。

いろいろな地区がありわかりにくいと私たちも思っているのですが。

拡大するエリアの希望としましては、「吉祥寺大通りから弁天通りまでの五日市街道沿いまで」と思っております。そのほうがわかりやすく、実質的に。

D 委員

本町コミセンでは、月に 1 回事業活動として、コミセンの周りや街をきれいにしましょうという、テーマを掲げ、関心のある方々にお集まりいただいて、お掃除をしています。東部街協の方や、遠くから本町コミセンを利用しているから、と参加される方もいらっしゃいます。

清掃活動が終わった後、清掃作業の振り返りをします。そのときに、最近とても汚くなった通りや、駐車場に缶をたくさん捨ててあるなどの情報や意見が出ます。

本町コミセンはヨドバシカメラ裏側に位置し、掃除は五日市街道まで掃除しております。その間には、タバコの吸いがらがたくさん捨ててあり、側溝にもたくさんタバコが捨ててあります。朝通勤のときに、五日市街道を渡るとタバコを捨て、それからまた、駅に行くまでの間でまた捨てていく様子がたくさん見られます。朝早くてもタバコがたくさん捨ててあります。

年に 1 回～2 回、本宿地区や他の地域の子供たちに呼びかけて、おそうじ大作戦という会で、子ども目線の掃除をしています。ある参加したお子さんが、こんなにタバコ捨ててくの？吸わなきゃいいのにね、もっときれいにしておいて紙を貼っといったら捨てないかもねとか、子どもはそういうふうに感じます。

やっぱりきれいであってほしい。住んでいる私達もそう思いますし、来ていただく方もそう思ってもらっちゃると感じておりますので、五日市街道まで伸ばしていただけるとよいと本町コミセンとしては思います。

E 委員

皆様にご協力いただいて、ごみ拾いをしていただきましてありがたいと思っています。環境部といたしましても、街をきれいにしていきたいという気持ちは皆様と一緒にございます。

我々の方で今回の提案をしたのは、まずは実効性を担保するという点で、現在市が実施している駅前周辺清掃ができるところ、勧誘行為等適正化特定地区であるところであれば声かけができますので、そういう意味で提案をしております。広がるということも考えたのですが、広げたところに対して、今後声掛けができるようになるのかなど、私共ができること

が今のところないものですから、今回のような形でお示ししたわけです。

私どもも検討したことやそういった経緯でご提案したことをお伝えできればと思っております。

C委員

協議会の意見としては、結局、現在も環境浄化推進地区ではあっても、パトロールは推進地区全部を回っていない状況であることには変わらないと。だからそこを全部パトロールしてくれということは言わないけれども、地区指定はしてほしいというのが意見です。

委員長

環境浄化推進地区の形を今日初めて見て、素朴な疑問なのですが、欠けているところはどいう理由で除外されたのか、わかっていれば教えていただけますか。なぜこの形になっているのか素朴な疑問を持たれている方もいらっしゃると思いますので。

事務局

道路沿いに当時近鉄（現ヨドバシカメラ）が建った街区は、百貨店なので欠けています。その他、当時の風俗の進出状況、ちょうどこの辺の都市計画で商業地域とか近隣商業地域でございまして、風俗といっても、パチンコ屋とかダンスホールなども全部風俗ですから、そのようなお店がある程度できる範囲、そういう経過から整形ではなく変形になっています。

欠けているところは、風俗系店舗が少なかった、元々の住宅地が残っているということで、商業というよりも、民家ということだと思います。

C委員

今は、マンションではなく、商業ビルとかアパート。

事務局

27番街区には消防団があり、駐輪場この20番街区にできましたけど、そういった土地利用です。

C委員

その当時から多分住宅として利用されていたのではないですか。

委員長

上に住居があり、一階に飲食店がパラパラあるあのエリアですか。

事務局

そうです。21番街区のその向い側の白いあたりは、1階が雑貨とかそういったお店があったと思います。

委員長

この推進地区って、いつごろ指定されたのですかね。

C委員

昭和57年とか、そのあたりだと思います。

委員長

それから一度も見直しが入ってない。

事務局

そうですね、そこから見直しは入っておりません。

そこで図書館を設置し、いろいろ地元の皆さんも一緒に頑張ってください、風俗系についてはかなり抑制してきている経緯があります。

C委員

すごく波があるので、一度ちょっと収まってもちょっと目を離すとまたワーンと増えてしまうっていうのを繰り返してきています。

委員長

欠けているところに風俗店を見かけた記憶はないのですが、普通のお店はやっぱ点在していますね。

事務局

いわゆる環境浄化の話と、勧誘等適正化というのはまたちょっと違う社会問題としてやっているんで、空気が合致していないと思います。

委員長

環境浄化推進地区の設定された時期と、どういう区分けで変形になったのかを知りたかったのです。私も30年以上吉祥寺にいますが、そのあたりのことについては、おそらく委員の方も知らない方がいらっしゃるかもと思い代表し、補足の知識として質問を入れさせていただきました。

最終的に、このどういう形ということは別にして、今委員の方から、エリアをもう少し拡張するような案を考えてもらえないかというご意見がでています

先ほどE委員がおっしゃられたように、実効性が担保されたエリアに網をかけていくか、今現在は実効性がないとしても、将来のために、そこはそのエリアですよという周知ぐらいまででもいいから、先行して網をかける方がいいのかという、どちらを先にやるかという2択の考え方の違いかなと。

おそらく行政は、実効性や、設定したことについて合理的な説明ができないと、対外的にご説明したりするのも大変という側面もあるのだろうとは思いますが、街の方々の意見としては、どちらかという、少しでもというご意見もあるなという感じがありますね。

他にご意見はありますか。

B委員

駅前に禁煙エリアが設定されている街が多いです。禁煙エリアを示す地図中に、喫煙所を記載する街としない街と、2通りに分かれると思います。なぜ記載するところとしないところとあるのかなと以前から思っていました。各市で記載をすることしないことのメリットデメリットなどがあると思うのですが、市役所の専門的な見識の中で、その辺の事情がわかれば教えていただきたい。

また、今回せっかく喫煙所を作りますから、喫煙所の場所がわからないから、その辺りで吸ってしまう来訪者も結構いると思うので、ぜひエリアと一緒に喫煙所の位置を明示した案内板のような物を作ってもらえれば、実効性がまた少し高まってくるのかなという気はするのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局

2点ご質問いただきました。

まず後者の方からまずお話ししたいと思います。街の中で、喫煙所を示す周知物というのはいくつかございます。喫煙所が一か所増えますので、これらの周知物は更新をしていきたいと思えます。吉祥寺活性化協議会を通じて主に飲食店に、はがき大サイズの路上禁煙地区と喫煙所を示すチラシを配布しています。これについても新しい地区と喫煙場所について、周知を更新していきたいと思っています。

前者の喫煙所を記載するメリット、デメリットですが、他の地域はわからないのですが、本市の形でいきますと、喫煙所は駅の近くに設置したい。しかし駅近くは地価も高くなかなか設置ができない。しかも迷惑施設でありますのでさらに設置するのが難しいということがあります。実際に設置できないので案内板にも記載できないのが結構大きいと思えます。

本市におきましては、今、喫煙所が南にありますけども元々はなかった中で、地区を指定しております。あの当時は、それよりも先にやっぱり喫煙所の対策ということで先にエリアを設定したと思うのですが、今この段階になって我々喫煙対策の行政としましては、冒頭お話いたしましたけども、喫煙者と喫煙を好きではない方が共存したいと思っておりますので、両方の意見を聞いていきたいということがございます。

その中で、規制をかけるのであれば、吸える環境も整えるのが筋と考えて今回セットで作っています。今回につきましても、そういったことも打ち出すこともありますので、喫煙所の記載をしていくというところにメリットを感じておりますので、記載していきたいと考えております。

また、先ほどのエリアを広げて手を打って行くやり方のところについてですが、我々行政側とすると、指定したところについては責任を持って対応したいということがございまして、必要最小限の範囲を作っているところがございます。もしも、その範囲を広げていくのであれば、範囲を広げて後で手を打っていくよりも、セットで対応したいのが、我々の立場としての考えであります。例えば、手を打てるような手はずが整ったとき、それに伴い拡張するなど、そういった検討はあるのかなというふうには思っております。今すぐここでこうしますと決定は言えないのですが、考え方としては、そういった方法もできるのかなと思っております。

委員長

率直な行政側のご意見もいただいたというところだと思います。

委員長の立場とは離れて、吉祥寺活性化協議会の会長として、つきまとい防止条例の強化や、エリアの拡大といった場面に対面してきました。我々街側から問題提起をして、調整がかかって、行政が成果として、水面上に形として上がってくるまで、年単位でかかるものが多いというのが実感だと思うのです。

今回は案3で委員から、もう少し拡張をすることはできないかというご意見を頂戴しておりますけれども、そのところについては、行政にいったん持って帰っていただいてご検討いただく。それで多分街側がこういう要望があることは、十分汲み取っていただいたと思

うので、拡張をして実効性を持たせるためっていうことになるのと、また予算措置だとか、そういうことで、次のステップがまだかかる必要もあるのかなって感じがありますから、先行して網掛けの部分を広げるっていう考え方で、行政が考えていただけるかどうかっていうところについては、ちょっと行政に一旦ボールをお預けするという形にするというように感じで私は街側の人間としては、そういうような感じで今のところおります。

【次第5 その他】

委員長

次第の5のその他というところがありますが、十分皆さんからご意見は承れたかなと思いますので、その他のところは割愛をさせていただいて、今後の対応について事務局の皆さんからお話をいただきたいと思います。

【次第6 次回の委員会について】

事務局

まず皆さんからのご意見については、1回持ち帰って検討したいと思っております。

次回の11月25日に第2回としてご予定を空けていただいておりますが、次回の委員会開催の方法のご相談です。

市としては、この辺りで行きたいと決める、今後動いていきたいと思っておりますので決める必要がございます。もう一度集まっていたいて、市のやり方はこうですとお話をする、そのために皆さん集まっていたくのがよろしいのか、それとも、このように決まりましたと文書などでお伝えをして、集まる形をとらないことができると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。ご意見を伺ってもよろしいでしょうか。

委員長

11月25日は、開催をしないで、ということですか。

事務局

市ではこう考えました、考えの経緯と理由と結論を市として出しました。それについて皆さんにお伝えをするという場を、この次、皆さん集まっていたいて、我々がご説明いたしまして、そこでちょっとした意見交換とかあるとは思いますが、ただそのような形になると、皆さんもお忙しいとは思いますが、集まって第2回を行うのか、集まる前に答えを出せることもあるかもしれませんけれども、そういった形でずっと集まる対面ではなくて、市側の方から、この間の検討状況ということでお話を伝える形をとるのか、いかがでしょうか。

C委員

どちらにしても、市の方が決めてこうなりましたっていうお伝えしか来ないのであれば、開いても、書面でも、私は一緒だと思うのですが。

D委員

私もC委員と同じように、市が進めたいと思いますっていうようなご返事をするのであれば、書面で大丈夫です。

A 委員

書面でいいと思います。

B 委員

どちらでも対応できますので、一任します。

F 委員

どちらの思惑も絡んでくる話なので、次、もし市の方から議題が出たとしてもまたここで議論する、またそれを持ち帰るような案件になってしまうと、堂々巡りで先に進まないの、一旦は書面で一任していただいて回答を投げてください方が、非常にスムーズなのかなという認識です。

G 委員

どちらでも構いません。1ヶ月で、こうですって決めてしまうのであれば、そもそも委員会を開く必要性もない感じになりますし、街の方のご意見を吸い上げた行政ができないのだったらあんまり意味がないと思うのですよね。当然予算だとかいろいろ問題は当然あるのは、私も行政側だからわかるのですが、美しいまち委員会っていうのだから、どちらがより美しくなるかっていうところに力点を置いて、できなくてもやってみようみたいなところからスタートすべきかなということは、ちょっと思っています。

1ヶ月後にやっぱり市の方でこうですっていうのを聞くだけであれば、集まるのは無駄かなと思います。

H 委員

1ヶ月後の案を挙げていただいたときに、我々が集まって、話してまた案変えられるのかという疑問点がありますが、おそらく市の方もいろいろ練られて区域等考えて案を出していると思いますので、そこを変更というのは難しいのかなと思いますので、集まる必要はないかなと思いました。

I 委員

同じく。それでいいです。

E 委員

一旦持ち帰りまして、次回会議のやり方も含めて検討させてもらえば、事務局と進めていきたい。またどうなるか持ち帰らせていただきます。

委員長

それでは、開催するかどうかも含めて、とりあえず委員から第3の案として、エリアの今回拡張だけでもしてもらえないかという意見が出ていますので、それとセットでお持ち帰りをいただいて、開催をして本年度はこうだけど、ご提案いただいたものについては、今後こういうふうになりますっていうようなところまでお話しいただけるのであれば、我々としては集まる意味があるのかなというふうに考えますので、そこも含めて、ちょっと市の皆さんにお預けをしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

以上をもちましてようこそ美しいまち吉祥寺委員会第1回を終了させていただきます。

お忙しい中お時間を頂戴してありがとうございました。

終了